

仕 様 書

1. 工事名

奈良県立榛生昇陽高等学校 トイレ洋式化工事

2. 工事場所

奈良県宇陀市榛原下井足 2 1 0 (榛生昇陽高等学校敷地内)

3. 契約期間

令和 5 年 7 月 2 0 日から令和 5 年 9 月 1 5 日 (予定)

※業務実施日は、事前に発注者及び施設管理者と打合せするとともに、発注者に報告すること。

※業務期間は学校運営に支障を来さない為に、原則として、同校の夏休み期間内とする。
(夏休み工事の場合記載)

※平日の施工が難しい特性上、土日祝日に業務を実施する場合は、事前に施設管理者と協議を行い、了承を得た上で、施工に当たること。

(夏休み以外の期間工事の場合記載 (放課後や休校日の工事を希望する場合はその旨も記載))

4. 工事内容

指定トイレの和式大便器を洋式化すること。洋式化に伴い必要なブースの間仕切り工事、扉の外開き工事、既存手摺りや紙巻き器の取付位置変更を含むものとする。

管理棟 1 階 職員女子トイレ 1 箇所

福祉棟 1 階 男子トイレ 1 箇所

福祉棟 1 階 女子トイレ 1 箇所 (間仕切り工事、扉外開き工事含む)

5. 工事仕様

(1) 衛生器具設備参考品番

- ・床置洋床排水大便器 : 「CS140」 3 個
- ・大便器普フラッシュバルブ : 「TV550S」 3 個
- ・フラッシュバルブ配管セット : 「TSF640LR」 3 個
- ・大便器用スパット : 「T82CR32」 3 個
- ・普通便座 : 「TC290」 3 個
- ・便座当り止 : 「TS152-1」 3 個
- ・パイプホルダー : 「T56PH」 3 個

- ・床排水フランジ (Φ 75 塩ビ管用) : 「HP 430-7」 3個
 - ・紙巻器 : 「YH 51R」 3個
- (2) 給水方式について、フラッシュバルブ式とする。
 - (3) 「間仕切り工事必要」なトイレブースについては、使用者が支障なく使用出来る寸法に拡張する工事を行うこと。「扉外開き工事」と記載している箇所については、現行の扉を内開きから外開きに改修を行うこと。
 - (4) 間仕切り、扉、ヒンジ、ペーパーホルダー等は可能な限り、現行の物を再使用すること。
 - (5) ペーパーホルダーの位置については、便器の洋式化に合わせ、位置・高さを調整すること。
 - (6) トイレブースを撤去し、補修が必要な部分には、受注者の責任において対策を実施すること。
 - (7) トイレ床について、便器カット部周辺はタイル仕上げとすること。
 - (8) 便器カット部周辺は塗膜防水を行うなど下階に漏水の影響がないように適切に補修を行うこと。
 - (9) 洋式化工事に伴う排水配管工事は必要最小限の範囲にとどめること。
 - (10) 便器の色については、事前に発注者及び施設管理者と協議を行うこと。
 - (11) 工事仕様は、和洋リモデル工法・和洋改修工法等を参考としても良い。
 - (12) 工事に際して、アスベスト含有の可能性が想定される場合は、受注業務の範囲内で、適切な調査・除去及び必要な手続きを行うこと。

6. 特記事項

- (1) 工事写真は工事着工前、工事後隠ぺいとなる箇所、材料・器具搬入、その他主要な工事段階、完成後、及び発注者の指示で計測等を実施した箇所を撮影すること。また、工事完了後は速やかに整理し提出すること。
- (2) 工事に必要な電気・水道は、原則として受注者の負担により賄うこと。やむを得なく発注者側の施設を使用する場合は、別途協議することとする。
- (3) J I S等によりホルムアルデヒド放出量の区分規定がある材料を使用する場合は、F☆☆☆☆を使用すること。
- (4) 工事に伴い発生した廃棄物は法律等に基づき適正に廃棄処分すること、また、処分に際しマニフェスト票 (A 票及び D 票、または、A 票及び E 票) の写しを発注者に提出すること。
- (5) 工事着手に関しては、発注者及び施設管理者と事前に協議のうえ行うこと。
- (6) 工事に際しては、施設に影響が出るような作業 (騒音・粉塵等) について、その影響を最小限にとどめる策を講ずること。
- (7) 工事完了後、速やかに完了報告書を作成し、発注者へ提出し、検査を受けること。

(8) 施工箇所は現況と改修後がわかる図面を作成し納品すること。

7. 安全管理及び安全訓練等

(1) 本工事の施工に際し、現場に則した安全・訓練等について、下記の項目の安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等資格資料による安全教育
- ② 作業内容等の周知徹底
- ③ 作業安全に関する法令等の周知徹底
- ④ 本作業における災害対策訓練
- ⑤ 本作業現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練として必要な事項

(2) 実施に先立ち作成する施工計画書に、本工事に内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、発注者に提出するものとする。

(3) 安全・訓練等の実施状況を作業報告に記録し、報告するものとする。

8. 公契約条例に関する遵守事項

本工事を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本工事の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本工事の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

9. その他留意事項

- (1) 当該工事に関連する法令について遵守すること。
- (2) 受注者は工事を実施するにあたり、発注者と緊密に調整を図ることとし、工事を円滑に施工できるよう体制を整え、発注者の指示に従い工事を施工すること。
- (3) 本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、発注者と受注者が協議の上決定すること。